

申請に対する処分

処分名	高額療養費の支給決定
根拠法令	国民健康保険法第57条の2
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課 （笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

国民健康保険の被保険者で、ひと月の医療費自己負担額が支払限度額を超えた場合、その被保険者が属する世帯の世帯主

支給申請の方法

「高額療養費支給申請書」に、支払額がわかる領収証の書類を添付して申請する。

支給の要件

他の制度等により自己負担相当額の助成を受けていないこと。

2 標準処理時間

1日から30日までの間（ただし、診療報酬明細書等の審査次第によっては、若干支給時間が延びる可能性がある。）